

NEWS

Club OA

第53号

株式会社と合同会社の比較について

ファーマ行政書士事務所

くめ まさはる
桑 昌治



2024年2月7日発行

株式会社と合同会社の比較について

会社を設立する際、株式会社にするか、合同会社（LLC）にするか迷う方は少なくありません。ここでは、それぞれの特徴と設立後の運用の違いを含めて解説します。

株式会社の特徴と運用

1. 社会的信用度が高い
2. 株式会社は一般的に認知度が高く、特に取引先や金融機関からの信用が得やすい形態です。大規模な取引や資金調達を視野に入れるなら有利です。
3. 資金調達の幅広さ
4. 株式を発行して多くの人から資金を集められます。また、株主が増えるほど経営の安定性が期待できます。ただし、株主には利益配当を行う義務があります。
5. 運用コストが高め
 - 定期的な株主総会の開催が法律で義務付けられています。
 - 決算公告が必要で、公告費用も運用コストに含まれます。
 - 役員の任期があり（最大10年）、更新には登録免許税が必要です。
6. 役員体制の整備
7. 取締役や監査役の設置が必要（※小規模の場合は監査役は不要）で、意思決定は形式的で慎重になる傾向があります。

合同会社の特徴と運用

1. 柔軟な経営と低コスト運用
 - 出資者（社員）全員が経営に関与でき、運営方法や意思決定を自由に設定可能です。
 - 株主総会や決算公告が不要で、運用コストを抑えられます。
2. 設立と維持コストが安い

登録免許税は6万円、定款認証が不要で設立費用を抑えられるため、特に起業初期の資金を節約したい場合に適しています。

3. 利益配分が自由

出資額に関係なく、利益配分を柔軟に決められるため、共同経営の場合にメリットが大きいです。

4. 社会的信用の向上には時間が必要

株式会社に比べて知名度が低く、特に取引先や金融機関への信頼を得るには慎重な運営が求められます。

項目	株式会社	合同会社
経営の意思決定	取締役会や株主総会での決議が必要	出資者間の話し合いで決定
資金調達	株式発行が可能	出資額の増加など限定的
利益配分	出資比率に応じて配分する義務がある	自由に決定可能
決算公告義務	必須	不要
役員の任期	最大 10 年で更新が必要	任期なし
信用度	高い	やや低い

選択のポイント

1. 株式会社が向いているケース

- 大規模取引や資金調達を目指す。
- 取引先や金融機関からの信用を重視。
- 安定した組織運営を志向。

2. 合同会社が向いているケース

- 初期費用を抑えたい。
- 柔軟で迅速な経営を重視。
- 規模を問わない独自のビジネスモデルを運用。

まとめ

株式会社は信用度と資金調達力を武器に、成長を目指す企業に向いています。一方、合同会社は小規模または起業初期に適した形態で、柔軟性を活かした経営が可能です。事業の性質や将来のビジョンに合わせて、最適な形態を選びましょう。

行政書士は、株式会社や合同会社の定款作成を中心とした会社設立のサポートを行います！

★桑先生と直接ご相談が出来ます（初回無料相談）！

ファーマ行政書士事務所

URL: <https://pharma-office.com/>

TEL 075-283-0632

※相談する前に、色々確認したい場合
Club OA事務局までお問合せください。

お問合せ先 info@club-oa.com



HP QRコード